教第64号議案

神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則について 神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局事務局長 高田 純

理由

卒業証明書及び修了証明書等の交付手数料廃止に伴い、規則を改正する必要が あるため。 神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立高等学校学則

神戸市立高等学校学則(昭和43年3月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(在学証明書、卒業証明書等)	(在学証明書、卒業証明書等)
第19条 [略]	第19条 [略]
	2 卒業証明書及び修了証明書を交付
	する場合には、神戸市手数料条例
	(昭和21年8月神戸市条例第198号)
	<u>の規定するところにより、手数料を</u>
	徴収するものとする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「神戸市市立高等学校学則」の改正について

1. 概要

- ・神戸市立高等学校では、卒業生に対して修学又は学業成績に関する各種証明書を発行する際に「神戸市手数料条例」に基づき証明手数料(300円/件)を徴収してきた。
- ・このたび、市民サービス向上の観点から証明手数料を廃止することに伴い、「神戸市 立高等学校学則」を改正する。

• 各種証明手数料

種類	金額
卒業証明書	
成績証明書	
単位修得証明書	1件 300円
修了証明書	
単位履修証明書	
調査書	

- ※授業料を払っている在学生徒については徴収対象外
- ・各種証明書の手数料収徴収額(令和4年度)全日制高校 264,000円 定時制高校 21,300円 計 285,300円

2. 改正内容

・「神戸市立高等学校学則」から手数料徴収に関する項目を削除

改正後	改正前
(在学証明書、卒業証明書等)	(在学証明書、卒業証明書等)
第19条 [略]	第19条 [略]
	2 卒業証明書及び修了証明書を交付する
	場合には、神戸市手数料条例(昭和21年8
	月神戸市条例第198号)の規定するところ
	により、手数料を徴収するものとする。

3. 施行日

令和6年4月1日(月)